

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、家庭や地域がそれぞれの役割のもとに、協力・連携しながら取り組むことが重要です。本計画の推進にあたっては、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。

行政	本計画の施策を推進するために、関係課長等を対象とした「計画推進会議」、関係係長等実務者を対象とした「計画プロジェクト会議」を行い、庁内各課が緊密な連携を図ることで全庁的に取り組み、地域ぐるみの子育て支援を促進します。
家庭	子育ての第一義的な責任は保護者にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。
地域	近所の子どもとあいさつを交わしたり、登下校中の子どもの安全を気づかうなど、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを子育て支援事業ガイドや広報紙、市のホームページ等を活用して周知するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、教育・保育の広域利用など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握・評価し、その結果については、子ども・子育て会議に報告していきます。

